労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、長崎私交通労働組合から、定年延長等の要求に関して、平成24年12月８日以降、同組合の組合員が従事する長崎自動車株式会社の全職場（愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、長崎県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年 12 月５日

厚生労働大臣　三井　辨雄

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国金属機械労働組合港合同南労会支部から、年末一時金等の要求に関して、平成24年12月７日以降、同組合の組合員が従事する医療法人南労会松浦診療所、医療法人南労会紀和クリニック及び医療法人南労会紀和病院の全職場（大阪府及び和歌山県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年 12 月５日

厚生労働大臣　三井　辨雄

最低賃金の改正決定に関する公示

長崎労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長崎県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 12 月５日

長崎労働局長　中原　正裕

第４号中「１時間788円」を「１時間791円」に改める。

公　聴　会

電気供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十四条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年十二月五日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　件名　九州電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年一月二十一日　午前九時から（意見陳述人が多数の場合は、上記期日に加え、平成二十五年二月一日も続行する。）

三　場所　福岡合同庁舎新館共用大会議室（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号）

四　事案の要旨

１　電気料金その他の供給条件についての供給約款の変更（現行の電気料金を平均八・五一パーセント引き上げるほか、その他の供給条件の変更等に伴う電気供給約款の変更を行う。）

２　申請者からの申請資料等については、経済産業省のホームページ（http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/1211kyudenshiryou/index.html）に掲載する。なお、当該資料については、経済産業省（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）、九州経済産業局（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎新館）並びに九州電力株式会社の本店（福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目一番八十二号）及び支店・営業所において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を、メールアドレスがある場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「九州電力関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年一月十六日までに九州経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー環境課（郵便番号八一二―〇〇一三　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号）に到着するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（kyushu-denkikochokai@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名、「九州電力関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年一月十六日までに九州経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー環境課に到着するよう申し込むこと。この傍聴の申し込みは、電子メール（kyushu-denkikochokai@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込を行った場合は、メールでの申込を有効とする。）。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　意見陳述人が多数の場合は、前記第二号の期日に加え、翌日に続行することとなるが、意見陳述申し込みを行う者は、期日の指定を行うことができない。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

（メールアドレス）

職　業

九州電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都千代田区猿楽町一丁目５番18号**全農エネルギー株式会社**の工場財団に宮城県仙台市宮城野区港四丁目12番地１全農エネルギー株式会社仙台石油基地の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 12 月５日　　仙台法務局

群馬県太田市東矢島町210番地の１**株式会社オギハラ**の工場財団に、群馬県太田市東矢島町210番地１株式会社オギハラ第二工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 12 月５日

前橋地方法務局太田支局

群馬県太田市東矢島町210番地の１**株式会社オギハラ**の工場財団に、群馬県太田市東矢島町300番地１株式会社オギハラ第三工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 12 月５日

前橋地方法務局太田支局